

電動ベッドの昇降機能における挟まれ事故の予防についてのお願い

消費者庁及び経済産業省が公表する『消費生活用製品における重大製品事故』によりますと、電動介護ベッドの昇降機能(ベッドの高さ調整機能)において、**身体を挟み込み死亡した事故が、2007年度以降7件発生**しています。**事故はベッドの誤動作などによるものではなく、理由は不明ながら、ベッドの下に身体が入った状態で、ベッドが操作されたために発生しているようです。**

このような重大な事故を予防するため、特にベッドの操作方法が理解できない方、自力で危険を認識したり回避ができないと思われる方が電動ベッドを使用される場合は、誤って操作されないような措置が必要です。『手が届かない位置に手元スイッチを置いておく』若しくは、『ベッドの電源ケーブルを抜いておく』などが考えられます。

詳しくは、お使いのベッドの取扱説明書をご覧くださいか、メーカーにお問い合わせ下さい。

事故を予防するため適切な措置を講じていただけますようお願い申し上げます。

ベッドの高さ調整機能における挟み込み事故

事故発生日	事故発生都道府県
2009/8/28	東京都
2011/11/20	東京都
2012/2/14	茨城県
2015/3/30	愛媛県
2015/8/27	静岡県
2017/7/6	静岡県
2017/10/12	兵庫県

